

■令和4年度新生児特別定額給付金



市では、新型コロナウイルス感染症が市民生活に与える影響を勘案し、保護者の経済的負担の軽減とこどもの健やかな成長に寄与し、安心して出産・子育てができる環境づくりを支援するため、新生児特別定額給付金を支給します。

- **対象児** 令和4年4月1日から令和5年3月31日まででに出生し、出生から給付金の申請日まで引き続き市の住民基本台帳に登録されている新生児
 - **対象者** 令和4年4月1日から給付金申請日まで引き続き市の住民基本台帳に登録されている対象児の父または母
- ※令和4年4月2日以降の転入者は対象外となります。
- **支給額** 新生児1人につき5万円
 - **申請方法** 出生届出時に申請書を記入していただきます。
- ※審査後、指定口座に振り込みます。
- ☎本庁舎こども支援課 内2136・2137

■特定不妊治療費助成制度が変わります

不妊治療の保険適用に伴い、令和4年4月1日以降に治療を開始する方は、特定不妊治療費の助成が廃止されます。

市では、治療計画に支障が生じないように、円滑に保険適用へ移行するため、次のとおり経過措置を実施します。



《経過措置》

- **対象治療** 令和4年3月31日までに開始し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了する特定不妊治療
 - **助成回数** 1回限り
- ※令和3年度以前に行った治療に対する助成をすでに上限回数に達するまで受けている場合は対象外
- **申請期限** 令和5年3月31日(金)
- ※治療が令和5年4月1日以降も続く場合は、令和5年3月31日までの治療分が対象となります。
- **その他** 年齢制限・助成回数の考え方・助成金額などは令和3年度の助成制度と同じです。
- ☎本庁舎こども支援課 内2130

■一時預かり保育の利用回数を拡充します

保護者の育児疲れの解消などを目的にしたリフレッシュ保育サービスが、月2回から4回まで利用できるようになりました。

- **対象者** 幼稚園・保育園などを利用していないお子さん
 - **利用時間** 午前9時から午後4時まで
 - **負担金** 1,000円 (市内在住の方)
- ※幼児教育・保育の無償化対象者は230円
- **実施場所** わかば保育園
 - **申込方法** 5日前までに申請書の提出が必要です。
- ※はじめて利用する方は、面談が必要となります。
- **その他** 給食付き
- ※アレルギーの状況によっては、お弁当の持参をお願いする場合があります。
- ☎わかば保育園 ☎217610

■児童手当の制度が変わりました

- **現況届の提出が原則不要になります。**

市が毎年6月1日現在の受給者の状況を住民基本台帳で確認できることから、次の①～⑤に該当する方を除き、現況届の提出は原則不要になります。



- ①離婚協議中で配偶者と別居している方
- ②配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- ③支給要件に該当する児童の戸籍や住民票がない方
- ④法人の未成年後見人、施設・里親の受給者の方
- ⑤その他、児童と別居しているなど市から現況届の提出の案内があった方

- **所得が基準額以上の世帯は、特例給付が受けられなくなります。**

令和4年10月支給分(6月～9月分)から、児童を養育している方の所得が次の表の「B：所得上限限度額」以上の場合、児童手当などは支給されません。

扶養親族等の数	A：所得制限限度額 (従来どおり)		B：所得上限限度額 (新設)	
	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)
0人	622.0	833.3	858.0	1,071.0
1人	660.0	875.6	896.0	1,124.0
2人	698.0	917.8	934.0	1,162.0
3人	736.0	960.0	972.0	1,200.0
4人	774.0	1,002.1	1,010.0	1,238.0
5人	812.0	1,042.1	1,048.0	1,276.0

※「A：所得制限限度額」以上「B：所得上限限度額」未満の場合、これまでどおり特例給付(児童1人につき月額5,000円)が支給されます。

☎本庁舎こども支援課 内2136・2137